

平成 26 年 5 月 7 日

## 街路樹剪定士・三重県農薬管理指導士の資格者証の提出について

平素は、本市の入札契約制度にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

これまで街路樹剪定士及び三重県農薬管理指導士の資格を証する書類の写しについては、公告で、その都度提出を求めていましたが、下記の要領で事前に資格を持つ技術者を技術職員名簿に登録することにより、添付書類の提出を省略できることとします。

### 1 対象資格

「街路樹剪定士」 「三重県農薬管理指導士」

### 2 提出書類

#### (1) 変更届

#### (2) 技術職員名簿（建設工事用）

#### (3) 添付書類

##### ①資格を証する書類の写し

- 街路樹剪定士 ⇒ 街路樹剪定士証の写し
- 三重県農薬管理指導士 ⇒ 三重県農薬管理指導士認定証の写し

##### ②3ヵ月以上の常勤職員であることを証明する書類の写し

（雇用保険又は社会保険等）

※技術者が既に登録されている方の場合は、「資格の追加」となりますので、雇用関係の書類は省略可能です。

### 3 その他

入札参加資格申請時の資格者証等の添付省略は、当該案件の開札の前日までに変更届が受理されていることが必要です。

# 四日市市入札参加資格審査確認申請書 個別申請書類変更届

平成 年 月 日

(あて先) 四日市市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

下記のとおり変更があったので届出をします。

事務担当者名	
連絡先電話番号	

## 1. 変更書類(該当する書類に○印を記入すること)

(1) 変更書類

使用印鑑届	
技術職員名簿	

(2) 変更事項(該当する変更内容を記入すること。複数記入可)

変更内容	変更前	変更後	変更年月日

「使用印鑑の変更」の場合は、変更年月日を記入の上、変更前と変更後のそれぞれの印鑑を押印してください。

「技術職員の追加」の場合は、変更年月日を記入の上、追加する技術職員のみを変更後の欄に記入してください。

「技術職員の削除」の場合は、変更年月日を記入の上、削除する技術職員のみを変更前の欄に記入してください。

「技術職員の国家資格の追加」は、変更年月日を記入の上、資格を追加する技術職員及び資格を変更後の欄に記入してください。

## 四日市市の個別書類の提出後に変更を生じた場合の添付書類一覧

(建設工事、測量・建設コンサルタント等)

※書類提出後において、内容に変更が生じた場合は、下記書類を添付のうえ速やかに変更届を提出してください。

添付書類 変更事項	変更届	使用印鑑届	技術職員名簿	国家資格証等の写し	常時雇用を証する書類	経営事項審査結果通知書(写し)	(別紙二)の写し 経審に申請した時の技術職員名簿	注記
1 使用印鑑	◎	◎						※1 市内本店業者(建設工事)のみ必要 ※2 追加する技術職員・資格を記入すること
2 技術職員の追加 ※1	◎		◎ ※2	◎	◎ ※3	○ ※4	○ ※4	※3 社会保険、雇用保険などの公的な書類 ※4 実務経験者を技術者として申請した時の経営事項審査の結果通知書と技術職員名簿(別紙二)の写し
3 技術職員の国家資格の追加 ※1、5	◎		◎ ※2	◎				※5 既に四日市市の技術者台帳に登録のある者が、新たに資格を取得した場合が該当
3 技術職員の削除 ※1	◎							

## 技術職員等名簿（建設工事用）

商号又は 名称	
------------	--

氏名	生年月日	有資格区分コード							実務 経験 業種	担当業種区分（28業種）	監理技術者資格 者証交付番号
配置可能な現場代理人	人	配置可能な主任技術者	人	主任技術者のうち監理技術者	人						

- 記載要領
- ・現場に配置可能な職員（代表者を含む）のみ記載すること。（現場代理人・主任技術者は当該名簿の中から選任すること）
  - ・「有資格区分コード」は、別紙のコード表に基づいて記入すること。001～004の場合は、「実務経験業種」欄に担当業種を記載すること。
  - ・「担当業種区分」は、資格及び実務経験等により対応可能な担当業種を記入すること。
- 添付書類
- ・監理技術者証・国家資格者証・国土交通大臣の認定証の写し
  - ・常勤職員であることを証明する書類（雇用保険・社会保険等の写し）

※1 四日市市へ実務経験者の登録を希望する場合は、下記の書類が別途必要です。

- ①経営事項審査申請時に添付した「技術職員名簿（別紙二）」の写し
- ②「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の写し

技術職員名簿コード表(経営事項審査における技術職員有資格区分コードによる)

	コード	資格区分	
実務経験 又は 大臣認定	001	高等学校卒業後5年以上、高専・大学卒業後3年以上の実務経験を有し、在学中に建設業法施行規則で定める学科を修めた者	
	002	10年以上の実務経験を有する者	
	003	国土交通大臣が、1級国家資格者と同等以上の能力を有すると認めた者	
	004	001もしくは002に該当する者又はこれらと同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認定した者のうち、発注者から直接請け負い請負代金の額が4500万円以上のものであるに関して、2年以上の指導監督的な実務経験を有する者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者	
建設業法	111	一級建設機械施工技士	
	212	二級 " (第1種～第6種)	
	113	一級土木施工管理技士	
	214	二級 " (土木)	
	215	" (鋼構造物塗装)	
	216	" (薬液注入)	
	120	一級建築施工管理技士	
	221	二級 " (建築)	
	222	" (躯体)	
	223	" (仕上げ)	
	127	一級電気工事施工管理技士	
	228	二級 "	
	129	一級管工事施工管理技士	
	230	二級 "	
133	一級造園施工管理技士		
234	二級 "		
建築士法	137	一級建築士	
	238	二級 "	
	239	木造 "	
技術士法	141	建設・総合技術監理(建設)	
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	
	143	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	
	144	電気・電子・総合技術監理(電気・電子)	
	145	機械・総合技術監理(機械)	
	146	機械「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」・総合技術監理(機械「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」)	
	147	水道・総合技術監理(水道)	
	148	水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(水道「上水道及び工業用水道」)	
	149	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	
	150	林業「林業」・総合技術監理(林業「林業」)	
	151	林業「森林土木」・総合技術監理(林業「森林土木」)	
	152	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	
	154	衛生工学「廃棄物処理」又は「汚物処理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物処理」)	
水道法	265	給水装置工事主任技術者	1年
電気工事士法 電気事業法	155	第一種電気工事士	
	256	第二種 "	3年
	258	電気主任技術者(第1種～第3種)	5年
消防法	168	甲種消防設備士	
	169	乙 "	
その他	997	三重県農業管理指導士(三重県農業管理指導士認定証の写しを添付)	
	998	街路樹剪定士(街路樹剪定士証の写しを添付)	
	999	推進工事技士(推進工事技士登録証の写しを添付)	

職業能力開発促進法	171	建築大工（1級）	
	271	“（2級）	※
	172	左官（1級）	
	272	“（2級）	※
	173	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工（1級）	
	273	“ “ “ “（2級）	※
	166	ウェルポイント施工（1級）	
	266	“（2級）	※
	174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（1級）	
	274	“ “ “ “（2級）	※
	175	給排水衛生設備配管（1級）	
	275	“（2級）	※
	176	配管・配管工（1級）	
	276	“ “（2級）	※
	177	タイル張り・タイル張り工（1級）	
	277	“ “（2級）	※
	178	築炉・築炉工（1級）・れんが積み	
	278	“ “（2級）	※
	179	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工	
	279	“ “（2級）	※
	180	石工・石材施工・石積み（1級）	
	280	“ “ “（2級）	※
	181	鉄工・鉄罐（1級）	
	281	“ “（2級）	※
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）	
	282	“ “（2級）	※
	183	工場板金（1級）	
	283	“（2級）	※
	184	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」（1級）	
	284	“ “ “ “（2級）	※
	185	板金・板金工・打出し板金（1級）	
	285	“ “ “ “（2級）	※
	186	かわらぶき・スレート施工（1級）	
	286	“ “（2級）	※
	187	ガラス施工（1級）	
	287	“（2級）	※
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）	
	288	“ “ “ “（2級）	※
	189	建築塗装・建築塗装工（1級）	
	289	“ “（2級）	※
	190	金属塗装・金属塗装工（1級）	
	290	“ “（2級）	※
	191	噴霧塗装（1級）	
	291	“（2級）	※
	167	路面標示施工	
	192	畳製作・畳工（1級）	
	292	“ “（2級）	※
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）		
293	“ “ “ “ “ “ “ “ “ “（2級）	※	
194	熱絶縁施工（1級）		
294	“（2級）	※	
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）		
295	“ “ “ “ “ “ “ “ “ “（2級）	※	
196	造園（1級）		
296	“（2級）	※	
197	防水施工（1級）		
297	“（2級）	※	
198	さく井（1級）		
298	“（2級）	※	
061	地すべり防止工事士	1年	
062	建築設備士	1年	
063	一級計装士	1年	
099	その他		

※ 2級の「職業能力開発促進法」に基づく資格者で、平成16年度以降の合格者については、3年以上の実務経験を有し、平成15年度以前の合格者については、1年以上の実務経験で可。